

経 済 産 業 省

20140916貿局第1号
輸出注意事項26第31号
経済産業省貿易経済協力局

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達を次のように定める。

平成26年9月24日

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）の一部を、別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
（施行期日）

1 この通達は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この通達の施行前に改正前の通達の規定に基づき行われた許可申請であって、この通達の施行時点で許可するかどうかが決定的でないものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

